

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」におけるガス料金軽減措置の内容に係る規定

1. 供給条件の適用範囲

一般ガス供給約款または選択約款にもとづき、年間契約量が1000万立方メートル未満のお客さまに適用します。

2. 適用期間

適用期間は、2024年1月の検針日の翌日から2024年5月の検針日までとします。

3. 調整単位料金（1立方メートル当たり・消費税等相当額を含みます）

2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」にもとづき上記2の期間において、調整単位料金は約款で定める単位料金の調整によって算定される調整単位料金から15円を引き下げたものとします。

4. 適用する約款

一般ガス供給約款  
ガス温水床暖房契約  
家庭用ガスコージェネレーション契約  
家庭用暖房給湯契約  
小型空調契約  
業務用料金  
業務用デマンド契約  
業務用季節別契約

5. その他

「大口契約<sup>\*</sup>」に該当するお客さまについては、別途お問い合わせください。

<sup>\*</sup>年間ガス使用量が、102,223立方メートル以上